

酒文化研究所

NEWS LETTER

第2号 2013年2月28日

【TPP で日本の酒はどう変わる】

輸出が伸びる日本の酒 ウイスキーは5年で1.7倍

「日本の酒」の定義づくりは急務

安倍政権は TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉のテーブルにつく方向で調整に入りました。TPP はもともとシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリなどの4つの小国が締結した自由貿易協定です。これにアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルーが参加を表明して、環太平洋域に大きな自由貿易域を目指すことになりました。基本原則は関税の例外なき即時撤廃、さらに関税以外の貿易障壁を取り除いて自由貿易を促し域内の経済を活性化するというものです。

日本では TPP への参加反対の理由として、高率関税をかけている農産物へのダメージが指摘されています。ですが、関税が問題となるのは21分野あるとされる協議項目のうち1分野にすぎず、他の分野では関税以外の貿易障壁をなくす議論がされます。

本稿では2つの観点から TPP の日本の酒類産業への影響を整理します。ひとつは関税が撤廃されることによって生じる変化です。もうひとつは関税以外の障壁として指摘されるような事柄についてです。30年後を遠望しながら、日本の酒が海外で広く飲まれるようになるために、今必要なことを考えます

【お問い合わせ】

本資料に関するお問い合わせは下記まで。

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-3-14CM ビル

株式会社酒文化研究所（代表 狩野卓也）<http://www.sakebunka.co.jp/>

TEL03-3865-3010 FAX03-3865-3015

担当：山田聡昭（やまだ としあき）

Eメール：yamada@sakebunka.co.jp

〔1〕 海外原料の酒が増える？

TPP に参加することで農産物の関税が撤廃された場合、日本の酒類、特に清酒は原料となる米の調達先の変化という形で直接的な影響が考えられます。図表 1 に示したとおり米、大麦、小麦などには高率の関税がかかっています。ビールや麦焼酎で使う大麦や麦芽は、関税割当制度や SBS 制度などを利用して高率な関税のかからないものを調達しており、関税が撤廃されても大きな変化はありません。また、清酒は全量国産米を使用しており、関税の引き下げの影響を直接的には受けません。

けれども米にかかっている 778%もの関税が大幅に引き下げられると、清酒メーカーには輸入米を活用するものが出るでしょう。輸入米を使った場合、使用原料にその旨を明記しなければなりません。原料価格は大きく下がります。そしてこうした商品を消費者が支持した場合、国産米を使ってエコノミー商品を製造しているメーカーは大きな決断を迫られることになります。

近年、清酒の安価な原料米の確保は課題となっていました。生産農家は高値で取引される食用ブランド米を作ろうとするので、安価な米の調達が難しくなってきたからです。追い打ちをかけたのが農家の戸別所得補償制度です。安価な米をつくらず所得補償を受けようとするため生産農家が減少し、調達が一層困難になりました。こうした状況で安価な輸入米が登場するのは。これまでは清酒の生産者団体が国産米の使用をリードしてきましたが、輸入米使用のルールづくりが必要になってくるかもしれません。

さらに、当面、上級品は国産米を使い続けると予想されますが、高品質な原料米が登場すれば（その可能性は十分にあるのですが）、そんな単純な話ではなくなります。そして輸入原料の使用は後で述べる、原産地呼称制度にも影響してきます。

■図表 1 平成20(2008)年度日本の主要食品の輸入比率(年度別食料需給表より作成) (単位: 1000t)

	①国内生産量	②輸入量	③輸出量	④国内在庫量 (①+②-③)	輸入比率 (②/④)	輸出比率 (③/①)	輸入関税率
米	8823	841	137	9527	8.8%	1.6%	341円/kg(従価税換算値778%)
小麦	881	5186	0	6067	85.5%	0.0%	55円/kg(従価税換算値252%)
大麦	201	1811	0	2012	90.0%	0.0%	39円/kg(従価税換算値256%)
かんしょ	1011	42	1	1052	4.0%	0.1%	12.8%
馬鈴薯	2740	869	2	3607	24.1%	0.1%	4.3%
大豆	262	3711	0	3973	93.4%	0.0%	無税
野菜	12554	2811	13	15352	18.3%	0.1%	品目により異なる
果実	3436	4889	44	8281	59.0%	1.3%	品目により異なる
肉類	3184	2572	11	5745	44.8%	0.3%	品目により異なる
牛乳	7946	3503	19	11430	30.6%	0.2%	品目により異なる
魚介類	5031	4851	645	9237	52.5%	12.8%	品目により異なる
油脂類	2028	969	9	2988	32.4%	0.4%	品目により異なる
酒類	9141	384	48	9477	4.1%	0.5%	品目により異なる

〔2〕 関税廃止で輸入ワインが安くなる

次に酒類の輸出入の関税が廃止された場合の影響を整理します。

日本に海外（WTO 加盟国）の酒類を輸入する場合、ウイスキーとビールの関税はすでに撤廃されています（図表 2）。ワインの輸入関税は発泡性のものが 182 円/L（750ml で約 137 円）で、スティールワインは 15%または 125 円/L（ \approx 約 94

■図表 2 WTO加盟国からの日本への輸入関税

ビール		無税
ぶどう酒	SPワイン	182円/L
	150L以下のワイン	15%または125円/Lの低い方
	ぶどう果汁	45円/L
ウイスキー		無税
清酒・濁酒		70.4円/L
焼酎		16%
リキュール		126円/L

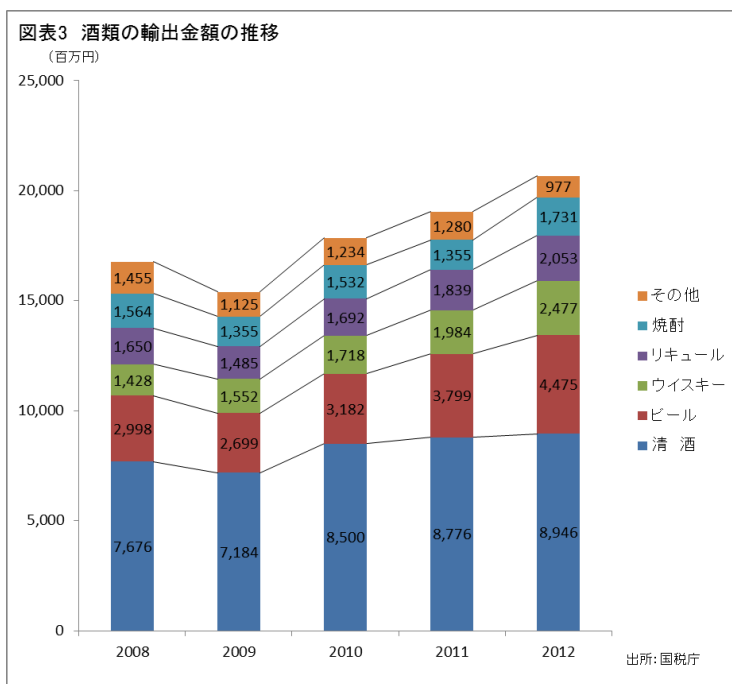
円) です。海外産の清酒・濁酒を持ってくると、70.4 円/L の関税がかかります。焼酎は 16% ですから、酒税抜きの価格が 720ml で 300 円だとすると 1 本あたり 48 円です。関税がなくなって、小売価格の下げ幅が大きいのは、1 本 100 円程度下がるワインで、安価な輸入ワインはさらに求めやすくなって市場が活性化するかもしれません。

〔3〕 関税引き下げ交渉は「韓国」「台湾」「中国」と

輸出面では関税撤廃がどのくらい有効にはたらくのでしょうか。近年、日本の酒類の輸出は着々と増えています。昨年（2012 年）の輸出金額は 206 億円で過去最高を記録し、内訳は清酒が最も多く 89 億円、ビールが 45 億円、次がウイスキーの 25 億円となっています（図表 3）。このなかでもっとも伸び率が高いのはウイスキーで、わずか 5 年で 1.7 倍に増えました。昨年、サントリーが権威ある国際酒類コンテスト（インターナショナル・スピリッツ・チャレンジ）で「ディスティラー・オブ・ザ・イヤー」を受賞するなど、日本のウイスキーは、海外での評価が急速に高まってきているためです。

輸出先を見ると金額ベースでトップはアメリカ、次いで韓国、香港、台湾、中国、シンガポールと続き、この上位 6 か国で 76% を占めます。いずれも TPP への参加の可能性のある太平洋圏の国々です（図表 4・次頁）。

これらの国々の関税率を見ると、最大の輸出先であるアメリカは、清酒が 1L あたり 3 セント（2.4 円）とほとんど無税で、ウイスキーや焼酎などの蒸溜酒でも 21 セン



		米国	韓国	香港	台湾	中国	シンガポール	豪州
輸出金額2012年 (百万円)		4,630	3,559	2,577	2,344	1,329	1,169	543
関税率	清酒	3セント/L	15%	0%	40%	40%	0%	0%
	蒸溜酒	21セント/L	30%	30度以下は 0%	40%	10%	0%	5%+71.67豪ド ル/lalc%
	ワイン	3セント/L	15%	0%	40%	14%	0%	0%

*lalcはliter of alcohol の略で100%アルコール1リットルにつき 出所: 国税庁資料などを基に作成

ト (17 円) です。2 位の韓国は清酒とワインに (CIF 価格の) 15%、焼酎に 30%の関税がかかり、日本に入ってくるものと関税率に差があります。3 位の香港はアルコール度数が 30%以下のものは原則無税で、アジアにおけるワインのトレードセンターとして取扱高はすでにニューヨークを上回っています。台湾はすべての酒類に 40%もの高率な関税をかけ、中国も清酒には同様の関税をかけています。シンガポールは清酒、蒸溜酒、ワインとも無税です。オーストラリアは清酒とワインは無税ですが、蒸溜酒にはやや高率の課税があります (720ml25 度 700 円の焼酎の場合で約 135 円)。すでにアメリカやシンガポールなど TPP に参加を表明している国々の関税はすでに十分に低く、輸出拡大を図るならば、参加を表明していない韓国・台湾・中国と関税引き下げの交渉を進めるべきでしょう。

〔4〕非関税障壁はビール類の税率格差

関税以外で輸入障壁として交渉の対象になる事案には何があるのでしょうか。1980 年代には日本と欧米諸国の貿易交渉で、蒸溜酒間の酒税率の格差の是正や、小売酒販免許の緩和がテーマとなりました。「ウイスキーが売れないのは焼酎の酒税率の方が低いからだ」という欧米の主張に、日本はアルコール度数に比例して酒税を負担する体系に改めました。また組織小売業が実質的に酒類の販売から排除されているのは、流通網をもたない外国産の酒類に不利だという主張を認めて酒販免許を緩和、スーパーマーケットやコンビニエンスストアで酒類が販売できるようになりました。

これから酒税率に関して関税外障壁として問題視されるとすれば、ビールへの高率な課税でしょう。日本ではビールに 45%の酒税をかけており、他の酒類より著しく高くなっています。日本にビールを売りたい国々からは、引き下げを求める声が出そうです。「外国産ビールが売れないのは、ビールの税率が際立って高く、価格面で他の酒類より不利になっているからだ」という主張です。現在、アメリカを中心にクラフトビールと言われる、小規模生産のプレミアムビールが急成長しています。これらは大量生産のビールよりもコスト高なるので、さらに 45%もの酒税をかけられると日本では 1 本 1000 円もするような超高級になってしまうものもあります。ビールの酒税率が引き下げられれば、日本でも海外

と同じようにプレミアムビールの市場が拡大し、醸造所を併設した小さなパブで出来立てのビールを楽しめるようになるかもしれません。

ところで海外では趣味の酒づくりであるホームブリューイングが盛んです。原材料や道具類を販売する店はあちこちにあり、趣味が高じてブルワリーを起業する人も珍しくありません。



クラフトビールの売場を大きくとったスーパーマーケット
(ニューヨーク)

日本では自家醸造を法律で厳しく禁じてきましたが、自家醸造の自由化を求める動きに発展する可能性もないとは言えません。

〔5〕 求められる「日本の酒」ならではのルールづくり

さて、TPP の交渉が進み海外で日本の酒類が広く飲まれるようになってきたときに、必ず問題になるのが日本の酒類の成り立ちを定める法律です。こうした法律ではフランスのワイン法がよく知られていますが、もともと粗悪なワインや産地を偽装するワインを排除するためにつくられたものです。それが発展してワインの原産地を表示する条件として、ぶどう畑や育成方法、ぶどうの品種、醸造方法など細かく定めて産地にリンクさせました。そして、品質レベルを高く維持すると同時に、新興産地の安価なワインと区別する知的所有権として認めさせました。ドイツやイタリアなどの他のワイン産地もこれに追随し、諸外国がワイン法をもつようになったのです。

日本の酒が海外で飲まれるようになれば、類似品や偽装品も出てきます。日本の梅酒は海外でも人気が高いのですが、梅酒そのものや原産地を定義するものが何もないため、類似品と区別できず苦戦を強いられていると聞きます。

アメリカのワイン法には、対象を「その他農産物によるワイン」という項目があります。もし、これが清酒に適応されると、産地表示をする清酒は原材料の米の 75%以上が同一産地のものでなければならないという、ワインのルールを押し付けられるかもしれません。穀物を原料とする酒類は、ビールやウイスキーも含めて、原産地表示に原料産地を切り離す製造地主義をとっています。穀物はぶどうと異なり長距離の移動で品質が劣化することがないからです。清酒はこうした事情を踏まえて、原産地と製法の表示体系を早急に整え明文化する必要があります。

これは他の酒類も同様で、「日本（産）の酒」としての独自性を示す定義を、慎重に、急いで整えていかなければなりません。国際化した 30 年後の姿を遠望すれば、その必要性は明確なのではないでしょうか。■